

行政視察報告書

令和元年6月5日

笠岡市議会議長 殿

(出張者)議員 齋藤 一信
議員 大月 隆司
議員 坂本 公明
議員 仁科 文秀

議員 東川 三郎
議員 奥野 泰久
議員 妹尾 博之

下記のとおり行政視察を実施したので、その結果を報告します。

記

【1】 岐阜県 高山市議会

住 所	岐阜県高山市花岡町2丁目18番地
電 話	0940-62-0031
視察案件	浄水施設等の指定管理者制度について
期 日	令和元年5月20日(月) 13時30分から15時00分
応 対 者	別紙名刺のとおり
視察状況	別紙写真のとおり
訪問施設	
概 要	<p>【概要】</p> <p>高山市は、平成17年2月1日に周辺9町村と合併を行い、東西に約81km、南北に約55km、綿製2,177.61km²の日本一広い市となった。水道施設についても、合併時には水道事業2事業、簡易水道事業35事業、飲料水供給施設12施設の全体では49事業・施設が市域に点在していた。</p> <p>その後、順次事業統合(飲料水供給施設を簡易水道に統合、複数の簡易水道事業を1つに統合など)を進め、平成27年4月1日に全ての簡易水道事業を高山市水道事業に経営統合し、計画給水人口90,100人、計画1日平均給水量34,200m³/日、計画1日最大給水量43,100m³/日といった内容の水道事業1事業となった。</p>

【視察事項】

浄水施設等の指定管理者制度について

1 指定管理導入の背景と経緯について

(1) 指定管理導入の背景

平成13年7月の水道法改正により、第三者業務委託が可能となるとともに、平成15年9月の地方自治法の改正により、公の施設を指定管理者に管理させることが可能となった。

水道施設の管理に関して、指定管理者制度を導入する目的は、技術職員が高齢化や退職により減少する中、合併による職員数の増大で新規技術職員の採用ができなかったことで、技術者の確保並びに技術の継承が困難となっていた。

このため、市が管理運営する全ての施設の効率化、適正化に向け、指定管理者制度による管理を検討する中で、水道施設についても指定管理者制度による管理が選択された。

(2) 指定管理者の選定

平成17年6月「高山市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例」が制定されたことにより、同年10月20日の高山市水道事業の一部を指定管理するための指定管理者の公募(プロポーザル方式)を告示。以降、応募者の一次審査(書類審査)、二次審査(プレゼン、ヒヤリング)を経て同年12月28日応募4社の中から優先交渉権者1社を選定。その後、翌年平成18年2月2日市議会において指定管理者の指定を議決。

平成18年4月1日指定管理者による管理業務がスタート。

※指定管理第1期(H18年度～20年度)応募者4社

第2期(H21年度～25年度)応募者1社

第3期(H26年度～30年度)応募者1社

2 指定管理導入前の実態と導入後の効果について

(1) 導入の効果

合併前は、それぞれの旧市町村で管理水準が異なっていたが、指定管理者制度の導入により、統一した管理水準により管理されるようになり、安定した安全性を市全域で確保できている。

(2) 指定管理者制度導入による上水道課の職員数の推移について

・導入前(H17.04) 職員数45人:本庁25人+浄水場11人+支所9人

管理職(課長, 場長) 2人

経営担当 6人

給水担当 8人

計画建設維持担当 9人

浄水場 11人

各支所 9人

- ・導入時(H18.04) 職員数 35人:本庁 26人+浄水場 0人+支所 9人
- 管理職(課長, 場長) 1人
- 経営担当 5人
- 給水担当 6人
- 計画建設維持担当 14人
- 浄水場 0人
- 各支所 9人(水道以外の業務も担当)

(3) 費用の縮減

導入当初の試算で, 年間約 3,000 万円の削減となった。

3 指定管理の業務の範囲及び権限の範囲について

(1) 指定管理者の業務の範囲

- ・平成 18 年度～平成 30 年度

(ア) 取水～配水池までの施設の運転・維持管理及び軽微な維持補修に関する業務

(イ) 法定水質検査を除く水質検査業務(自主検査)

- ・平成 31 年度～

(ア) 取水～配水管までの施設の運転・維持管理及び軽微な維持補修に関する業務

(イ) 水質検査業務(法定検査及び自主検査)

(ウ) 突発対応業務, 漏水調査業務など施設管理に関する業務

(2) 権限の範囲について

指定管理者制度のみでは水道法上の責任を含めた委託はできないため, 水道法に規定する第三者委託の受託者が地方自治法に規定する指定管理者であるという立場をとっている。

(3) 指定管理者の管理体制について

管理区分内の施設に起因する事項の法定責任は指定管理者側の総括責任者(受託水道業務技術管理者)が負う。(水道法第 24 条の 3 第 7 項)

また, 給水の緊急停止の判断も行うことが可能。

以上, 受託業務の運営体制は, 総括責任者(受託水道業務技術管理者)をはじめ, 風総括責任者(管路・浄水), 管路担当, 浄水場担当, 水質担当, 事務担当, 支所地区責任者等, 合計 24 人体制で管理を行っている。

4 指定管理導入後の上水道課の位置づけについて

指定管理施設以外の(施設配水池に繋がる配水管から量水器まで)の関係業務全般及び指定管理施設の機器更新, 管路更新等, 資本的修繕, 改修工事に関する業務

- ・上水道職員体制(H31.04)

職員数 25 人: 本庁正職員 14 人+賃金職員 2 人+支所 9 人

管理職(課長)	1人
経営担当	3人+賃金職員 水道事業の経営, 庶務に関する事
給水担当	4人+賃金職員 料金, 給水, 指定工事店に関する事
計画建設維持担当	9人 施設の計画, 建設, 配水管の維持管理, 水質検査, 指定管理者の指導に関する事
各支所	9人 料金, 配水管の維持管理に関する事 (水道以外の業務も担当)

5 予算・決算における業者の主体性について

・指定管理料の精算及び指定管理料について

指定管理者が実施する修繕及び除雪に要する費用についてのみ行う。修繕及び除雪の費用に過不足が生じた場合には、年度精算することになっている。

(年間の修繕料 35,000 千円, 除雪費 100 千円)

指定管理料について、現在第4期の1年分(H31年度)の指定管理料は4億6,610万円。

指定管理者の運営に起因する管理経費の削減による余剰金または増加による不足額が生じた場合においては、市への返金・補填は行わない。

6 指定管理者制度における課題と対応

(1) 導入前の課題

水質管理に対する安全面を不安視されたため、支所毎に水道技術管理者を配置し、管理体制を整備するとともに、水道施設の管理を指定管理者へ委託することについて、広報紙にて市民への説明を行った。

(2) 指定管理者制度導入後の課題

・将来的に、浄水処理業務についての経験、知識をもった市職員がいなくなり、指定管理者が行う業務について、管理監督が難しくなるのではないかといった懸念があるため、技術者の育成が課題となっている。

・指定管理者に災害対応の経験が少ないため、非常時の対応については、市からの指示が必要となることもある。

添付書類

視察資料 視察状況写真 名刺

【2】 富山県 南砺市議会

住 所	富山県南砺市荒木1550
電 話	0763-23-2222
視察案件	世界遺産を活用した観光について
期 日	令和元年5月21日(火) 10時30分から12時00分
応 対 者	別紙名刺のとおり
視察状況	別紙写真のとおり
訪問施設	相倉合掌造り集落 交流館

概 要

【概要】

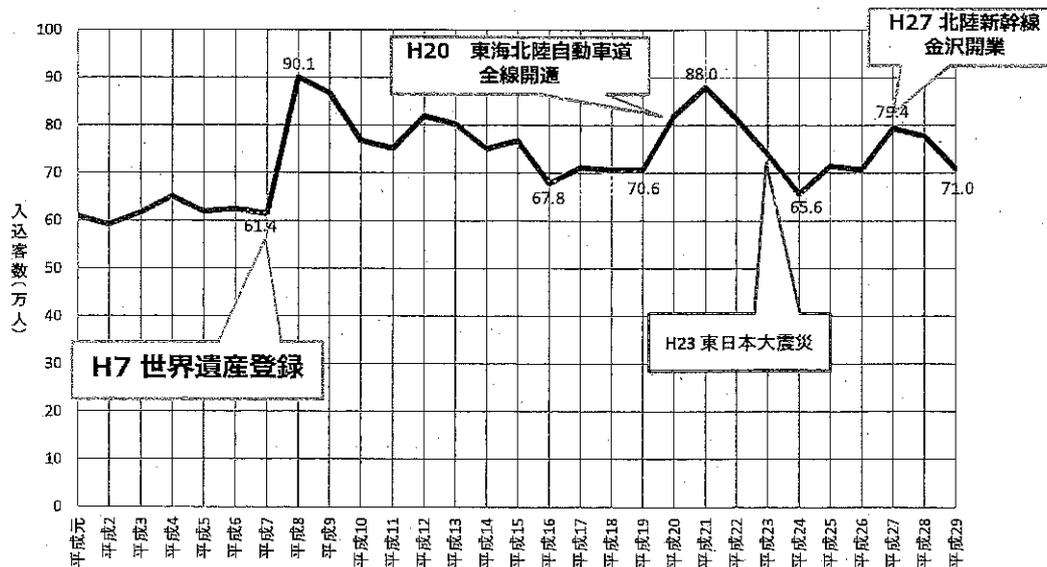
富山県南砺市 人口5万777人, 面積668.64km² (H30. 3.31 現在)
 緑豊かな自然環境と多彩な伝統文化を共有する4町4村が, 平成16年11月に合併して誕生。面積の8割が白山国立公園などを含む森林。アルミニウム・建材・工作機械を中心とする工業, 良質な米をはじめとする農林業, 観光関連サービス業が基幹産業。「五箇山の合掌造り集落」はユネスコ世界遺産。

【調査事項】

世界遺産を活用した観光について

1 世界遺産登録前と世界遺産登録後の観光客の推移について

五箇山の観光入込客数(単位: 万人)



2 景観維持を目的とした「五箇山景観条例」制定までの経緯について

五箇山の保存について, 平成6年「自然環境及び文化的景観の保全に関する条例」が制定された。

これは, 世界遺産登録に向けた動きの中で制定され, 旧平村・上平村全域を相倉・菅沼集落の緩衝地帯として設定された。

条例制定後、富山県では、平成14年に富山県景観条例、国では平成16年に景観法が制定と、県・国での整備が進み、地域の特性に応じた景観施策が各地で推進された。

このことにより、景観施策の水準を踏まえて条例を見直し、平成28年に南砺市五箇山景観条例が制定された。

旧条例との違いは、

- ・景観計画を定めている。
- ・行為の規制(届出)等についても規定。
- ・罰則規定はなし、ただし「公表」できる。
- ・市独自に「五箇山景観資産」を指定。
- ・「眺望景観」の保全について規定。
- ・景観づくりに取り組む団体への支援・表彰制度。
- ・五箇山景観審議会の設置。

が挙げられる。

3 世界遺産を活用したインバウンド効果について

合掌民宿への宿泊や、五箇山和紙の手すき体験が人気である。

五箇山和紙の手すき体験については、平成29年度の利用者数が6,001人。その内、外国人が4,046人で約67%を占める。

4 世界遺産の保全を目的とした協力金の使途について

世界遺産相倉合掌造り集落保存協力金(H10～)、世界遺産菅沼合掌造り集落保存協力金(H19～)があり、集落の駐車場に駐車する際に観光客から収受。

普通車500円、大型バス3,000円、中型バス2,000円、二輪車100円となっている。

この協力金の使途については、建物、景観の保全・維持管理や多言語対応に活用している。

5 観光ガイド育成・外国人観光客への対応について

各種団体(観光協会・観光協会五箇山支部・公益財団法人世界遺産合掌造り集落保存財団・北陸飛騨信州3つ星街道観光協議会等)と連携し、ボランティアガイドの育成、英語版パンフレットの作成を行っている。

6 ゴミ問題など観光客のマナー対策について

相倉・菅沼共に、入場時間は8時から17時。時間外の観光はNG。

ゴミ問題は、今のところ生じていない。

7 今後の課題について

- ・新幹線の開通によりアクセスがしやすくなり、通過型から滞在型へいかに変動させるか。

	<ul style="list-style-type: none">・五箇山のほかにも、井波彫刻、城端蒔絵等、南砺市には魅力が多い。他の観光地への回遊。・合掌の里のリノベーション。・民宿、飲食事業者等の後継者問題。
添付書類	視察資料 視察状況写真 名刺

【3】 石川県 かほく市議会

住 所	石川県かほく市宇野気ニ81番地																																					
電 話	076-283-7126																																					
視察案件	上下水道施設維持管理業務の包括的民間委託について																																					
期 日	令和元年5月22日(水) 9時30分から11時00分																																					
応 対 者	別紙名刺のとおり																																					
視察状況	別紙写真のとおり																																					
訪問施設																																						
概 要	<p>かほく市は、石川県のほぼ中央に位置し、県都金沢市の約20~25km圏内にある。西に風光明媚な日本海を望み、北は宝達志水町、東は津幡町に、南は内灘町に接している。</p> <p>東西約9km、南北は最長約12.9kmで、64.44km²の面積を有しており、民有地の約49%が農地、約23%が山林原野、約20%が宅地となっている。</p> <p>平成27年の国勢調査によると、市の総人口は34,219人、世帯数は11,604世帯、1世帯当たりの人口は2.95人となっている。推移を見ると、人口はほぼ横ばい、世帯数は増加傾向を示している。</p> <p><u>笠岡市との水道事業の比較</u></p> <p style="text-align: right;">(平成30年3月末数値：笠岡市) (平成30年3月末数値：かほく市)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>笠岡市</th> <th>かほく市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 給水区域内人口</td> <td>49,538人</td> <td>35,182人</td> </tr> <tr> <td>2 給水人口</td> <td>48,681人</td> <td>34,804人</td> </tr> <tr> <td>3 普及率</td> <td>98.7%</td> <td>98.9%</td> </tr> <tr> <td>4 年間総配水量</td> <td>5,476,668m³</td> <td>3,699,358m³</td> </tr> <tr> <td>5 水源について</td> <td>岡山県西南水道企業団 (100%)</td> <td>県営水道(31%) 井戸11カ所(69%)</td> </tr> <tr> <td>6 供給単価</td> <td>228.30円</td> <td>166.78円</td> </tr> <tr> <td>給水原価</td> <td>197.93円</td> <td>153.65円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>笠岡市との下水道事業の比較</u></p> <p style="text-align: right;">(平成30年3月末数値：笠岡市) (平成30年3月末数値：かほく市)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>7 普及率</td> <td>57.6%</td> <td>99.1%</td> </tr> <tr> <td>8 水洗化率</td> <td>88.6%</td> <td>92.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>笠岡市との上下水道料金(1カ月当たり20m³使用)の比較</u></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>9 水道料金 (量水器20mm)</td> <td>4,622円</td> <td>3,456円</td> </tr> <tr> <td>10 下水道料金</td> <td>2,548円</td> <td>2,397円</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	笠岡市	かほく市	1 給水区域内人口	49,538人	35,182人	2 給水人口	48,681人	34,804人	3 普及率	98.7%	98.9%	4 年間総配水量	5,476,668m ³	3,699,358m ³	5 水源について	岡山県西南水道企業団 (100%)	県営水道(31%) 井戸11カ所(69%)	6 供給単価	228.30円	166.78円	給水原価	197.93円	153.65円	7 普及率	57.6%	99.1%	8 水洗化率	88.6%	92.2%	9 水道料金 (量水器20mm)	4,622円	3,456円	10 下水道料金	2,548円	2,397円
項 目	笠岡市	かほく市																																				
1 給水区域内人口	49,538人	35,182人																																				
2 給水人口	48,681人	34,804人																																				
3 普及率	98.7%	98.9%																																				
4 年間総配水量	5,476,668m ³	3,699,358m ³																																				
5 水源について	岡山県西南水道企業団 (100%)	県営水道(31%) 井戸11カ所(69%)																																				
6 供給単価	228.30円	166.78円																																				
給水原価	197.93円	153.65円																																				
7 普及率	57.6%	99.1%																																				
8 水洗化率	88.6%	92.2%																																				
9 水道料金 (量水器20mm)	4,622円	3,456円																																				
10 下水道料金	2,548円	2,397円																																				

【視察事項】

上下水道施設維持管理業務の包括的民間委託について

1 一体管理する前の上下水道事業について

かほく市が経営する水道事業は、水道事業(3地区)、公共下水道事業(2処理地区)、農業集落排水事業(15処理区)。

水道事業は昭和31年度より、下水道事業は昭和58年度より整備を開始、平成26年末人口普及率は上下水道ともに約99%に達し、建設事業中心から、維持管理・更新事業が中心となってきている。また、施設整備がほぼ完了してから合併したため、同規模の自治谷比べ、施設数が多い。

水道事業は、基本的に使用料金で運営。一方、下水道事業は、雨水排除や公共用水域の水質保全を担うため、使用量のみならず、公的資金も活用しながら運営。

水道事業は、基本的に使用料金で運営。一方、下水道事業は、雨水排除や公共用水域の水質保全を担うため、使用料のみならず、公的資金も活用しながら運営。

事業名	水道事業	公共下水道事業	農業集落排水事業
施設数	浄水施設 2カ所 (鉄マンガンを除去施設) 送水施設 5カ所 排水施設 7カ所 深井戸 11カ所	浄化センター 2カ所 場外ポンプ場 2カ所 マンホールポンプ場 32カ所 雨水ポンプ場 1カ所	浄化センター 15カ所 マンホールポンプ場 45カ所
供用開始年	S31～S49	H2～H3	S61～H11
管路延長	311 km	255 km	50 km
人口普及率	99%	99%	

2 上下水道一体での管理にいたった経緯について

合併による人員削減と財政悪化により上下水道施設維持管理業務の効率化を図る必要が生じたことに加え、経験値の高い職員の退職や異動によるノウハウの喪失と職員あたりの業務量が増加したことによるものである。

3 包括的民間委託の実績、効果について

(1) 上下水道一体管理の費用効果

第1期と第2期を比較した上下水道一体管理の費用効果

第1期 (H22 ～ H24)	施設管理 11,600千円	次期包括単年 88,500千円	次期包括単年 41,000千円
	光熱水費 30,000千円	通信費(新) 2,200千円	通信費(新) 900千円
	薬品費 2,200千円	管路調査(新) 5,000千円	管路調査(新) 600千円
	通信費 1,600千円	※処理水量の増大あり	
	計 45,400千円/年	計 95,700千円/年	計 42,500千円/年

3施設の施設管理で合計183,600千円/年

H25から上下水道に係る様々な業務を一元化

5年契約により安定した雇用を確保、民間活用によるコストの縮減

5年通常918,000千円 → 5年総額843,150千円へ

※消費税5%で算出

従来(第1期包括民間委託)の方法と比較して約8%
5年総額約75,000千円(年間約15,000千円)の削減効果

※経費削減のポイント

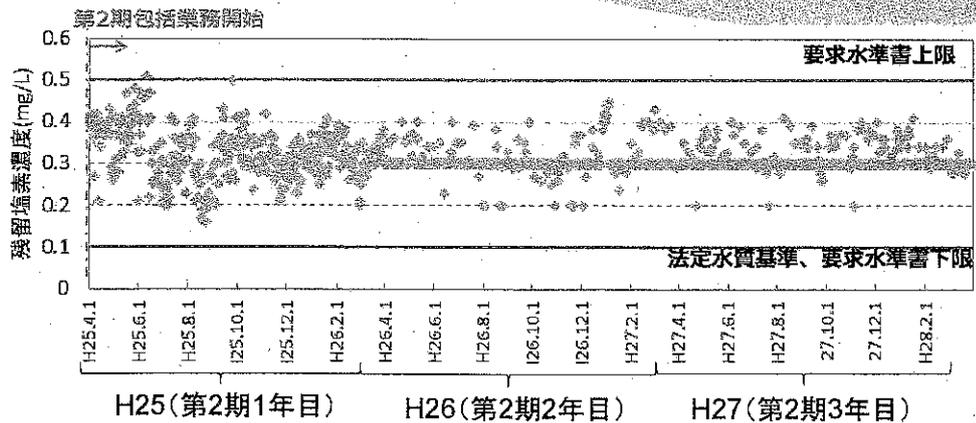
契約規模の増大による、一般管理費等の削減

複数年契約によって薬品等の大量購入ができて価格低下

29

(2) 水道施設の業務実施状況

第2期(H25～29):水道施設の業務実施状況

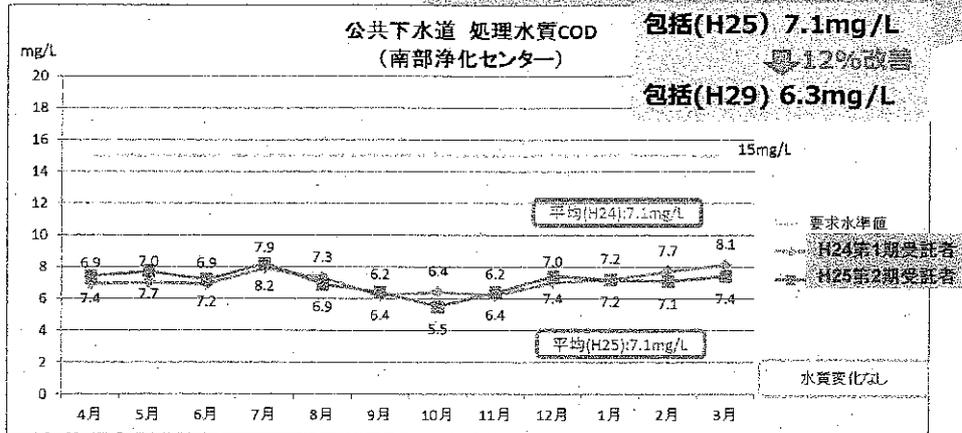


宇ノ気(北:余地)の給水管末端での残留塩素濃度

・各地区の給水管末端での残留塩素濃度を見ながら、塩素注入量をきめ細やかに調整することで、安定した濃度管理が実現された

(3) 下水道施設における効果

第2期 (H25~29) : 下水道施設における効果



・前受託者も国内大手業者であったことから、CODの処理水質に差は見られなかったが、要求水準値を上回る良好な放流水質が確保された。また、直近の平成29年度との比較では、包括委託初年度より処理水質が約12%低下し、民間の技術力や施設の熟知により、良好な放流水質が確保された

4 今後の課題について

第2期包括委託(H25~29)の評価・課題について

・上下水道事業特有の技術継承

要求水準の中で、市職員と連携して訓練や教育を実施することを求めた。

→ 官民協働で15項目の特別教育/安全衛生教育の実施のほか、非常時対応訓練を実施し、上下水道固有の技術力を確保する提案があった。

・管理者(市)が行うべき役割

適切に委託業務の実施状況を管理(モニタリング)する役割があるほか、経営や企画など事業マネジメントに関する技術力を蓄積する必要がある。

→ セカンド・オピニオンを活用をすることで、業務を客観的に評価し、PDCAサイクルによる技術力向上を図る。

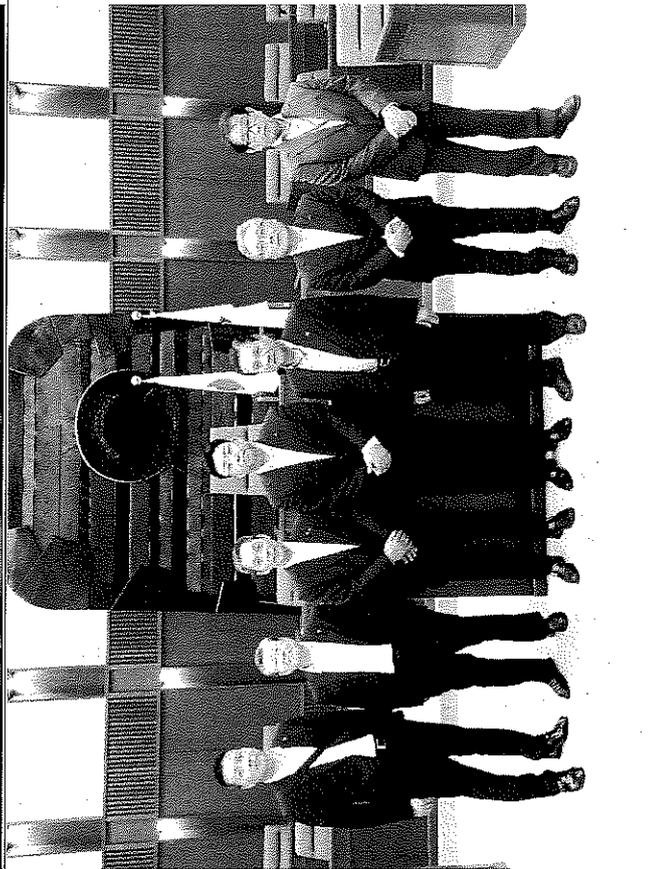
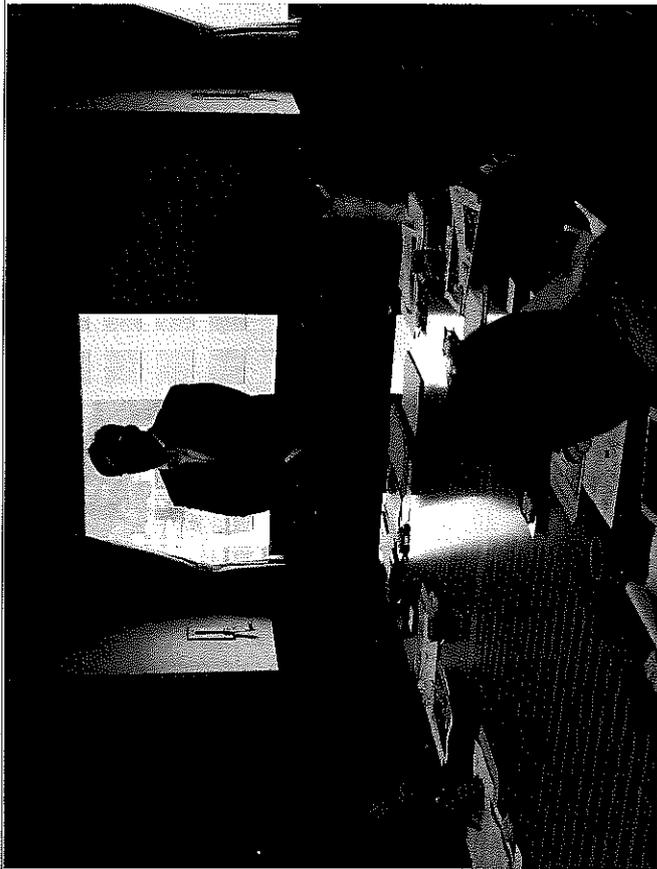
コンサルへ履行監視業務を委託し、官側、民側に対して平等な立場で監視。

添付書類

視察資料 視察状況写真 名刺

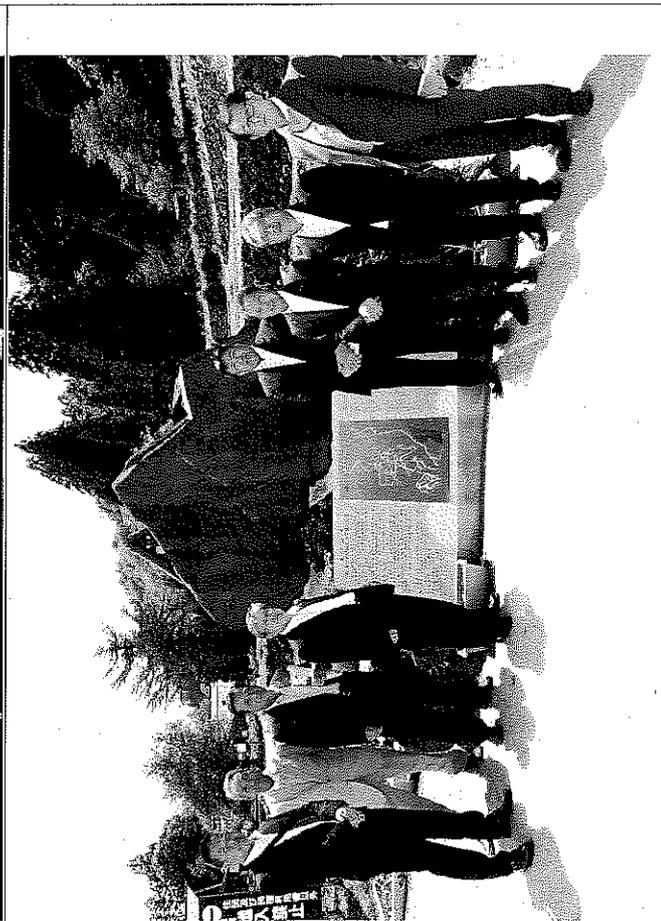
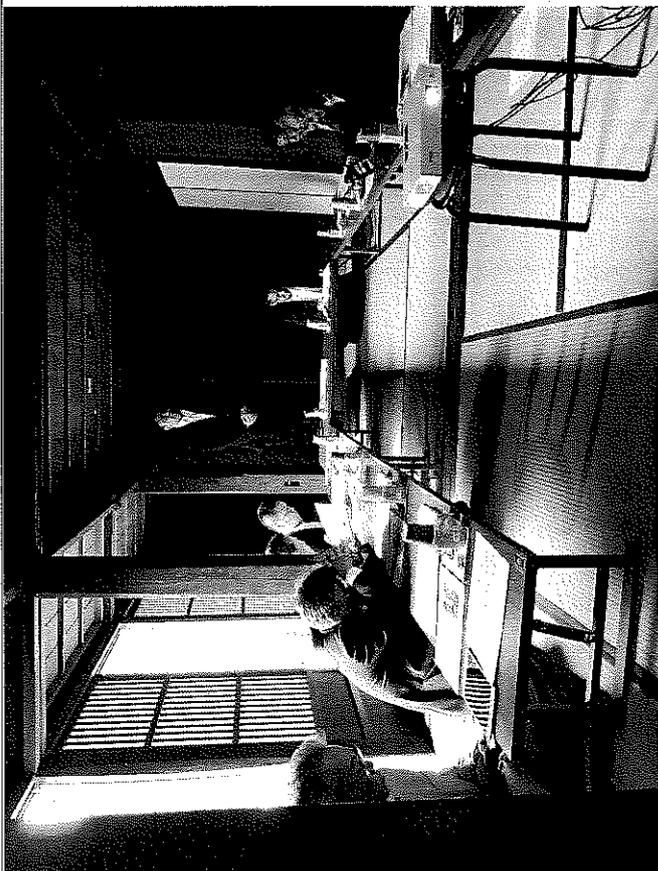
視察状況写真

岐阜県 高山市議会



視察状況写真

富山県 南砺市議会



視察状況写真

石川県 かほく市議会

